

草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱例について

第1条（趣旨）

この要綱は、草津市人権擁護に関する条例(平成8年草津市条例第12号)の理念に基づき、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざすため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

【補足】

草津市人権擁護に関する条例の理念

「お互いの人権を尊重し あたたかい心を持ちあつた 明るく住みよいまちづくり」

第2条（定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者または性的指向が異性に限らない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対して、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

第3条（宣誓者の要件）

宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 双方または一方が市内に住所を有している（宣誓の日から本市への転入を3か月以内に予定している場合を含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。

【補足】

◆(1)について

民法では、成年年齢および婚姻開始年齢を性別に関わらず18歳としており、これに準じる。

◆(5)について

民法734条、735条において、近親者の婚姻の禁止等が規定されている。

- ・直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第734条）

祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等

- ・直系姻族の間（民法第735条）

子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

第4条（宣誓の方法）

宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を記入し、次に掲げる書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方または双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、職員及び双方立ち合いの下で、両当事者以外の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書または戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍抄本その他、現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 宣誓をしようとする者は、宣誓をしようとする日程等について、事前に市と調整するものとする。

【補足】

住民票の写し等の書類により、第3条における宣誓者の要件を確認するものである。

第5条（本人確認）

市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であつて、市長が適当と認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

第6条（通称名の使用）

宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、通称名により宣誓書を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を当該宣誓書に添付するものとする。

【補足】

例えば、宣誓者が性自認に違和を感じているトランスジェンダー等の場合、日常生活において通称名を使用していることがある。よって、宣誓書にも通称名を使用できるようにするものである。

第7条（受領証等の交付）

市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、当該宣誓書を提出した宣誓希望者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第2号）およびパートナーシップ宣誓書受領証カード（別記様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、当該宣誓書に通称名が記入されているときは、戸籍に記載されている氏名（日本国籍を有していない者の場合は、これに準ずるもの）を受領証等の裏面に記載するものとする。

【補足】

外国人の方も対象とする自治体が一般的である。

第8条（宣誓事項の変更）

受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓事項変更届（別記様式第4号。以下「変更届」という。）に受領証等および変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、変更届の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の内容を記した受領証等を交付するものとする。

第9条（受領証等の再交付）

宣誓者は、当該受領証等の紛失、毀損等により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、受領書等を再交付するものとする。

4 宣誓者は、前項の規定により受領書等の再交付を受ける場合は、既に交付を受けた受領証等を返納しなければならない。ただし、紛失の場合を除く。

5 紛失を理由として受領書等の再交付を受けた宣誓者は、当該紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該紛失した受領書等を市長に返還しなければならない。

第10条（受領証等の返還）

宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式第6号）に交付を受けた受領証等を添えて市長に届け出なければならない。なお、届出を怠ったことによって生じた損害については、市はその責めを負わない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 一方または双方が、第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前項の返還届は、宣誓者が自ら記入しなければならない。ただし、宣誓者の一方または双方が当該返還届に自ら記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

第11条（受領証等の無効）

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事実が判明した日以降において受領証等を無効とする。

- (1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 受領証等を改ざんし、または不正に使用したとき。
- (3) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により受領証等の無効を決定した場合は、当該宣誓者に対し、受領証等無効決定通知書（別記様式第7号）を交付するとともに、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効を決定した草津市パートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

第12条（協定による手続）

本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定（以下「協定」という。）を締結した自治体においてパートナーシップ宣誓等に係る受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップ宣誓を継続することを希望するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓申告書（別記様式第8号）
- (2) 締結自治体受領証等
- (3) 住民票の写し
- (4) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し（提示により確認できる場合を除く。）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、転入した者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体にパートナーシップ宣誓申告に係る通知書（別記様式第9号）に締結自治体受領証等を添えて交付の事実を通知するものとする。

3 宣誓書または宣誓申告書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

【補足】

<連携協定について>

(1) 概要

連携協定を締結している自治体から転入し、引き続き宣誓制度を継続することを希望するときは、申告により、手続きが一部省略できる。住所異動に伴う手続きの負担の軽減。

（例）転出時の受領証等の返還や、戸籍抄本等の必要書類の省略。

(2) 導入状況

京都市、亀岡市、茨木市等の自治体が要綱内に連携協定について明記。

（協定例）

- ・滋賀県内；実績なし
- ・京都府内：京都市、亀岡市、長岡京市、向日市、福知山市の間で協定を締結。
- ・大阪府内：大阪府、大阪市、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市、池田市、吹田市の間で協定を締結。

第13条（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。